

令和8年度「県内企業による留学生等外国人材の確保支援事業」外国人材活用 アドバイザー公募要領

埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）では、令和8年度「県内企業による留学生等外国人材の確保支援事業」実施にあたり、その中心的な役割を担う「外国人材活用アドバイザー、以下「アドバイザー」という。」を以下の要領で募集します。

1 業務内容

アドバイザーの業務は、次に掲げるものとする。

- ア) 支援先企業に対する相談対応（訪問、来訪、オンライン等）
- イ) 支援先企業に対する課題整理、課題解決策の提案
- ウ) 潜在的な支援ニーズを有する企業の掘り起こし（セミナー・マッチングイベント・相談会等）
- エ) 公社の支援業務のうち、外国人材活用に関連する領域への助言、支援等
- オ) 連携を促進するために必要と認められる会議等への出席
- カ) その他外国人材活用事業を円滑に推進するために必要と認められる業務

2 応募要件

アドバイザーは、次のア) からウ) のいずれかに該当し、かつエ) に対応できる資質を有する者であることとする。

- ア) 中小企業支援等において、「経営全般の課題解決」に関する十分な知識・実務経験を有すること
- イ) 中小企業支援に関する知識・実務経験を有すること
- ウ) 社会保険労務士、中小企業診断士等の資格を有し、中小企業支援の経験を有すること
- エ) オンライン相談対応が可能なこと（オンライン相談業務ができるPCスキルとセキュリティ環境を有すること）

3 募集人数 1名

4 募集条件等

- (1) 契約形態： 業務委託
- (2) 契約期間

令和8年4月1日（予定）～令和9年3月31日

※ 予算成立及び実績評価結果等の諸条件が整えば、翌年度以降に再委嘱を行う場合あり。ただし、委嘱期間中であっても不適格と認められる行為があった場合は委

嘱の取消を行う。

- (3) 業務日数：月 8 日程度（原則として、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (4) 業務時間：原則として 9 時 30 分～16 時 30 分（休憩時間 1 時間程度）
- (5) 業務場所：公益財団法人埼玉県産業振興公社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5 ソニックシティビル 10 階
業務によっては企業訪問、在宅でのオンライン対応いただく場合あり。

- (6) 報 酬：1 日 25,000 円（消費税込み）

1 日の業務量が半分の場合は、半額の報酬を目安とする。

※令和 5 年 10 月 1 日から導入されている適格請求書保存方式（インボイス制度）の発行事業者でない場合には報償額は 108 / 110（令和 8 年 10 月 1 日以降は 105 / 110）を乗じた額とする。

- (7) 交通費

公社役職員の旅費に関する規程に準ずる額とする。

5 スケジュール・応募方法

(1) 募集期間等スケジュール

- ア) 応募受付 令和 8 年 3 月 2 日（月）～3 月 10 日（火）
- イ) 1 次選考（書類） 令和 8 年 3 月 11 日（水）～3 月 12 日（木）
- ウ) 書類審査結果の連絡 令和 8 年 3 月 13 日（金）（予定）
- エ) 2 次選考（面接） 令和 8 年 3 月 18 日（木）～3 月 19 日（金）（予定）
- オ) 役員面接 令和 8 年 3 月 25 日（水）（予定）
- カ) 事業開始予定 令和 8 年 4 月 1 日（水）

(2) 提出書類

応募書類は、日本語で作成の上、A4 片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ってください。

提出書類

- ア) （公財）埼玉県産業振興公社 アドバイザー 応募申請書（様式 1）
- イ) 履歴書（様式 2）
- ウ) 暴力団排除に関する誓約書（様式 3）

(3) 提出方法

提出書類を募集締め切りまでに公社（3. 問い合わせ先参照）へメールにてお送りください。その際、形式はテキスト検索可能な PDFとしてください。

送付先 Mail：desksaiyo@saitama-j.or.jp 経営支援部 担当 肥沼（コイヌマ）宛

- ・提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。
- ・提出された書類は返却しない旨、ご了承の上ご送付ください。

(4) 審査及び結果

提出された資料に基づき書類審査及び面接を行い、アドバイザーを決定します。
なお、結果については、メールにて通知します。

6 問い合わせ先

公益財団法人埼玉県産業振興公社

経営支援部 経営支援グループ 肥沼（コイヌマ）

住所：〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 10F

電話：048-647-4085

Mail：desksaiyo@saitama-j.or.jp

7 その他

- (1) 提出された応募申請書および添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採用された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 採用の正否を問わず、応募申請書の作成費用は支給しません。